

＜松本市学校体育施設の開放について＞ (R6.2 更新)

松本市教育委員会

(担当：文化観光部スポーツ本部スポーツ事業推進課)

松本市では、地域住民の体育・スポーツ振興の場として、学校教育に支障のない範囲で学校体育施設を計画的に開放しています。できるだけ多くの方にご活用いただきたいため、**先に登録していた団体が優先的かつ継続的に使用できるものではなく、また新規の団体が優先されるものでもありません。**学校を使用できる機会が平等になるように、譲り合って使用してください。

1 利用するにあたりお守りいただくこと

利用団体は下記の内容を順守し、学校、他の利用者及び近隣住民に迷惑が掛からないよう、教育の場を借りているという認識をもち、マナーを守ってご利用ください。学校施設ですので学校の都合が最優先です。各学校に定められたルールがある場合には指示に従って利用してください。また、改修工事等で急に利用ができなくなる場合がありますが、代替場所の提供はできません。その際にご理解ご協力をお願いいたします。

(1) 利用時間を厳守してください。また、利用後に駐車場等で談話する等、近隣住民に迷惑を掛けるおそれのある行為は行わないでください。

○学校体育施設の開放時間

学校の授業日・・・午前5時～午前7時・午後5時00分～午後9時まで

日曜日、祭日など学校が休日の場合・・・午前5時～午後9時まで

※ 梓川地区は午後10時まで開放

※ 開放時間については原則上記の時間ですが、学校の許可を得た場合のみ上記以外の時間帯でもご利用いただけます。

(2) 利用後は必ず整理整頓、清掃及び整備、戸締り、消灯を忘れずに行ってください。

(3) ゴミは各自持ち帰り、私物を置かないようにしてください。

(4) 火気は、いかなる場合においても使用しないでください。

(5) 施設内での飲食・喫煙は禁止です。守られない場合は、利用禁止とします。

(6) 車両は、学校指定の場所以外には駐車しないでください。駐車についても学校関係者、学校行事参加者が優先されます。

(7) 利用団体が学校の体育施設や設備、備品を故意又は過失によって損害及び消失した際には、直ちに学校及びスポーツ事業推進課に連絡をしてください。また、これについて弁償の責を負っていただく場合があります。

(8) 鍵はセキュリティ面を考慮し、原則学校で管理となります。必ず学校職員の勤務時間内に鍵を借用し、使用後は翌朝午前10時までに学校開放利用状況報告書とともに返却してください。また、鍵の借用は必ず成人が責任をもって行ってください。

(9) 学校開放利用状況報告書を記入する際、団体責任者が当該日の活動に参加していない場合には、参加した成人の方（指導者等）の氏名と連絡先を記入してください。

(10) 新規団体登録の希望があった場合には、**管理指導員を中心に半面ずつや1週間交代で使用するなどの調整を行い、譲り合って使用してください。**登録している学校に限り、空きがある場合には1週間に複数日の使用を認めますが、新規団体登録の希望があった場合には新規団体を優先してください。

2 申請者の区分と使用料金

- (1) 申請者は下表のように区別されます。定期的に使用する場合は「登録団体」、単発で利用する場合は「一般」となり、手続きの方法や窓口が異なります。
- (2) 使用料金は、料金表(資料1)のとおりです。通常、施設使用料金と照明使用料金が発生しますが、一般申請者以外は「施設使用料金」が全額減免になります。
- (3) 使用料は前納となります。鍵を借用する前までに現金の支払いまたはキャッシュレス決済をしてください。

種 別	対 象 者	使用料金	窓 口
登録団体	スポーツ事業推進課で登録した団体	照明使用料金 (※2)	スポーツ事業推進課 支所・出張所(※3)
一般	一般申請者	施設使用料金 照明使用料金	学校教育課 支所・出張所(※3)
	社会教育その他公共のために使用する申請者(※1)	照明使用料金	

※1 町会、町会公民館・地区PTA・地区子ども会・地区育成会・地区体協等

※2 登録団体であっても、登録している学校と別の学校を使用する場合は、一般申請者の扱い(施設使用料の減免は対象外)となり、一般申請者同様の手続きとして、一般団体用のIDの取得(窓口：学校教育課)が必要になります。

※3 支所…本郷・梓川・波田・四賀・安曇・奈川

出張所…岡田・内田・島内・笹賀・入山辺・新村・中山・芳川・里山辺・和田・島立・寿・今井・神林

3 使用料金の振替及び還付について

団体都合(感染症による活動自粛を含む)で施設を使用しなかった場合には、料金の返金できません。悪天候や急な学校行事、天災による活動自粛等の避けることのできない理由により使用不可となった場合のみ、料金の振替ができます。ただし、年度を跨いでの振替(令和6年3月末までの予約を4月以降に振替すること)はできないため、その場合は還付となります。

(1) 振替の手順

利用者がシステムで振替処理(減免)をすることはできません。振替希望日については、システムで予約をせず、管理指導員に

①使用不可となった日時及び理由

②振替希望日時(照明使用時間)

をお知らせください。管理指導員がスポーツ事業推進課または支所・出張所に連絡し、職員が確認後、振替希望日の予約及び減免処理を行います。

(2) 還付の手順

スポーツ事業推進課または支所・出張所に使用不可となった日時及び理由をお知らせください。窓口、電話にて承ります。その後、

①還付申請書

②請求書

をご提出いただきます。還付金は口座振込でのお支払いになります。

4 予約の優先順位及び予約可能期間

(1) 学校の予定

いかなる場合も学校の都合が最優先ですので、学校は年間を通していつでも予約（使用不可日時）を入れることができます。学校が予約をする時は『公用等予約』により「学校使用」で予約してください。「学校使用」が入っていない日時は、団体の使用可能日時（＝利用許可）となります。

登録団体の予約が入っている日に急遽学校で使用するようになった場合にも学校の予定が優先されます。その場合、学校は

①管理指導員に連絡（団体には管理指導員より連絡）

②システムで『予約の上書き』処理（団体の予約から学校の予約に変更）

を行ってください。

(2) 地区行事、大会等のイベント

行事や大会は、年間を通して予約を入れることができます。行事・大会の予約については、使用する学校と直接相談してください。

(3) 登録団体

登録団体は奇数月の1日～27日までに2か月先までの予約を入れることが可能です。

(4) 一般申請者

一般申請者は、登録団体の予約を締め切った後（奇数月の28日）から予約が可能ですが、利用日の3日前までにご予約ください。

	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
①学校	いつでも予約可能 ※学校の都合が優先											
②地区行事												
③登録団体	予 約	→	予 約	→	予 約	→	予 約	→	予 約	→	予 約	→
④一般	→	予 約	→	予 約	→	予 約	→	予 約	→	予 約	→	予 約

5 団体登録方法

団体登録ができるのは1団体につき1校のみで、個人が所属できる団体は1団体です。

(1) 利用団体の資格

ア 市内に居住又は勤務する者10人以上かつ市内居住者が2分の1以上で構成されていること

イ 指導者を有する団体であること

ウ 指導者及び団体責任者が市内に居住する成人であること

(2) 登録方法

ア スポーツ事業推進課に使用希望校、日時、種目等をお問い合わせください。

イ 団体登録申請書（新規）、本人確認書類をスポーツ事業推進課に提出します。

ウ 教育委員会で審査後、登録許可証が交付されます。

(3) 登録変更申請

登録内容（代表者や責任者、登録メンバー等）に変更が生じた場合には、その都度登録変更申請が必要となりますので、速やかに団体登録申請書（更新）をスポーツ事業推進課までご提出ください。

(4) 使用の中止及び許可の取消（次に該当する場合）

ア 学校教育上及び管理上支障があると認めた場合

イ 申請した用途以外の用途で使用した場合

ウ 営利を目的に使用するものと認めた場合

エ 管理指導員の指示に従わない場合

オ 許可の条件に違反した場合

カ 学校長及び教育委員会が、使用に適当でないと認めた場合

6 学校体育施設使用申請

(1) 学校ごとに登録団体代表者と管理指導員による調整会議を行い、利用したい日時が重複しないように管理指導員を中心に調整を行ってください。

(2) 調整会議の結果を受け、割り当てられた使用可能日を各団体がシステムで予約をします。

※ 予約日時を間違えて入力してしまった場合、支払い前であれば団体を取り消すことができます。支払後については、変更、振替、返金の対応ができませんのでご了承ください。

※ 調整会議の結果、本来予約できるはずの日時に別の団体が予約しており予約できない場合には、管理指導員にご連絡ください。

(3) 支払い方法は現金、クレジットカード、QRコード、電子マネーがあります。（口座振替は対応しておりません。）支払い窓口はスポーツ事業推進課または支所・出張所となりますが、クレジットカードのみ予約時に決済が可能です。

※ 土・日、祝祭日、平日の17：00以降は職員不在となり、対応ができません。

※ 支払い時、釣銭が出ないようにお願いします。

(4) 一般の申請者は、一般団体用のID取得が必要になりますので、利用日の3日前までに学校教育課にご連絡ください。支払い方法は現金、クレジットカード、QRコード、電子マネーがあります。（口座振替は対応しておりません。）支払い窓口は学校教育課または支所・出張所となりますが、クレジットカードのみ予約時に決済が可能です。

7 管理指導員の任務

管理指導員は、学校開放施設利用について、その運営が円滑に進むように、登録団体・学校・スポーツ事業推進課との相互の調整役を担い、利用団体が支障なく安全にスポーツができるように指導を行います。

- (1) 各団体がシステムで予約を入れる前に調整会議を開催し、利用団体同士で使用日程が重複しないように調整してください。
- (2) 各団体のシステム入力状況を把握し、27日までに入力するように促してください。
- (3) 登録団体の入力完了後（奇数月の28日以降）に、学校に計画表を取りに行き、予約状況をご確認ください。
- (4) 振替を希望する団体がいた場合には、
 - ①団体名
 - ②使用不可となった日時及び理由
 - ③振替希望日時（照明使用時間）をスポーツ事業推進課または支所・出張所にご連絡ください。職員が確認後、振替希望日の予約及び減免処理を行います。
- (5) 団体より問合せがあった場合には、必要があれば学校またはスポーツ事業推進課に連絡をして対応してください。また、学校やスポーツ事業推進課より各団体への連絡事項がある際は、管理指導員にご連絡しますので、各団体への周知をお願いします。
- (6) 各団体への徹底事項として、「1 利用するにあたりお守りいただくこと」に定められている決まりを順守して使用するよう各団体へ注意喚起をしてください。

8 開放事業計画表について

これまで管理指導員に作成いただいていた「開放事業計画表」は学校、スポーツ事業推進課、支所・出張所においてはシステムから出力することが可能になりました。

学校はシステムの『予約一覧表出力』画面より予約状況をご確認いただき、出力したものを管理指導員にお渡しください。

9 お問合わせ

- (1) 登録団体関係、グラウンドについて
スポーツ事業推進課 住所：松本市美須々5-1 総合体育館内
45-9511（内線：2511）sports@city.matsumoto.lg.jp
- (2) 一般受付、体育館、システムについて
学校教育課 住所：松本市大手 3-8-13 大手事務所 4F
33-9846（内線：3123）g-kyoiku@city.matsumoto.lg.jp

資料 1

学校施設使用料金表（小学校）

（変更日：令和2年1月1日）

※変更日以後に前納するものから適用

施設使用料金（小・中兼用）

区分	体育館	運動場	教室	柔剣道場
時間帯				
午前5時～午前8時	310	310	—	210
午前8時～正午	310	310	100	210
正午～午後5時	310	310	100	210
午後5時～午後9時	310	310	100	210

（単位：円 消費税込）

小学校照明施設使用料金

区分	2時間以内			超過1時間当たり		
	体育館	運動場	柔剣道場	体育館	運動場	柔剣道場
開智小学校	360			150		
源池小学校	310			100		
筑摩小学校	300			100		
旭町小学校	310			100		
田川小学校	310			100		
鎌田小学校	360			150		
清水小学校	310			100		
島内小学校	360			150		
中山小学校	310			100		
島立小学校	150			50		
芝沢小学校	310			100		
菅野小学校	150			50		
芳川小学校	150			50		
寿小学校	360			150		
岡田小学校	310			100		
山辺小学校	360			150		
今井小学校	310	4灯 220 24灯 1,380		100	4灯 110 24灯 690	
開明小学校	310			100		
明善小学校	360			150		
本郷小学校	360	1面 1,460 全面 2,930		150	1面 730 全面 1,460	
二子小学校	310			100		
並柳小学校	310			100		
四賀小学校	310			100		
安曇小学校	360	1/2点灯 1,460		150	1/2点灯 730	
安曇中学校		全点灯 2,930			全点灯 1,460	
大野川小学校	360			150		
大野川中学校						
奈川小学校	360	1基点灯 360		150	1基点灯 150	
奈川中学校		全点灯 2,930			全点灯 1,460	
波田小学校	体育館 150 講堂 300			体育館 50 講堂 100		

学校施設使用料金表（中学校）

施行日：令和元年(2019年)10月1日

施設使用料金（小・中兼用）

区分	体育館	運動場	教室	柔剣道場
時間帯				
午前5時～午前8時	310	310	—	210
午前8時～正午	310	310	100	210
正午～午後5時	310	310	100	210
午後5時～午後9時	310	310	100	210

（単位：円 消費税込）

中学校照明施設使用料金

区分	2時間以内			超過1時間当たり		
	体育館	運動場	柔剣道場	体育館	運動場	柔剣道場
学校名						
清水中学校	360	730	150	150	310	50
鎌田中学校	360	730	150	150	310	50
丸ノ内中学校	310		150	100		50
旭町中学校	360	26灯使用 1,240 32灯使用 1,520	150	150	26灯使用 620 32灯使用 760	50
松島中学校	310		150	100		50
高綱中学校	360	730	150	150	310	50
菅野中学校	北体育館 150	2,510	南体育館 150	北体育館 50	1,150	南体育館 50
筑摩野中学校	360	1,360	150	150	680	50
山辺中学校	310	1,150	150	100	570	50
開成中学校	360		150	150		50
女鳥羽中学校	310		150	100		50
明善中学校	310		150	100		50
信明中学校	310		150	100		50
会田中学校	360			150		
波田中学校	360			150		

- ※ 超過時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
- ※ 各小中学校の教室の使用は、学校が認めた場合のみとする。

学校施設使用料金表（梓川小中学校）

（単位：円）

1 梓川小学校及び梓川中学校

施設使用料金（小・中兼用）

区分 時間帯	体育館	運動場	教室
午前5時～午前8時	310	310	—
午前8時～正午	310	310	100
正午～午後5時	310	310	100
午後5時～午後10時	310	310	100

照明施設使用料金

区分 学校名	2時間以内		超過1時間当たり	
	体育館	運動場	体育館	運動場
梓川小学校	360	1/2点灯 1,460	150	1/2点灯 730
		全点灯 2,930		全点灯 1,460
梓川中学校	360		150	

2 梓川小学校体育館及び梓川中学校テニスコート

施設使用料金

区分		単 位	金 額
梓川小学校	体育館	午前（9：00～12：30）	3,140
		午後（13：00～17：00）	3,660
		夜間（17：30～22：00）	4,190
梓川中学校	テニスコート	2時間（1面）	1,250

備考

- 1 上記梓川小学校体育館の金額は、体育館をホールとして使用する
場合の金額とする。
- 2 物品を販売し、又は入場料若しくはこれに類するものを徴収して
梓川小学校体育館を使用するときの金額は、当該区分に定める額の
100分の200に相当する額とする。

照明

区 分		単 位	金 額
梓川中学校	テニスコート	2時間（1面）	730

冷暖房（梓川小学校体育館）

単 位	金 額
1回	5,020

※ 1回とは、午前・午後・夜間をそれぞれ単位とする。

器 具

区 分	単 位	金 額
音響照明器具	1式1回	4,400
グランドピアノ	1台1回	5,440
映写設備 (プロジェクター・スクリーン)	1式1回	3,240

※ 1回とは、午前・午後・夜間をそれぞれ単位とする。